

個人情報の利用目的の特定と本人への明示方法

H18.4.1

利用目的特定の方法

個人情報が何に使われるかを洗い出せば、それがイコール利用目的となる。

【例：国民体育大会参加申込の場合】

大会プログラムへの記載（競技毎に内容は異なる）、大会スポンサーへの提供

【例：スポーツ少年団登録の場合】

	利 用 目 的
代表指導者	各種行事参加時における登録確認、単位団体宛の各種書類送付
指導者・団員	各種行事参加時における登録確認、指導者・団員宛の各種書類の送付

利用目的の本人への明示方法

1. 本会が本人から直接個人情報を取得する場合（第7条関連）

例：会議体における委員等の名簿、公認スポーツ指導者登録等

基本的には、上記 . にて特定した利用目的を書面等に記載して本人へ明示すればよい。

なお、この際、「個人情報は～のみに利用します。」といった「～のみ」表現は、利用目的を限定しすぎて支障をきたす場合があるので注意する。

【例：会議体の委員名簿の場合】

取得した個人情報は、本会から貴殿への連絡調整、謝金納付手続きのために利用される他、氏名・年齢・勤務先・勤務先役職については報道機関へ提供されます。

【例：公認スポーツ指導者の場合】

取得した個人情報は、本会及び本会加盟団体（準加盟団体を含む）が、登録関係資料の送付及び各種研修会・イベントの開催案内、指導者関係事業を実施する際の登録確認を目的に利用致します。

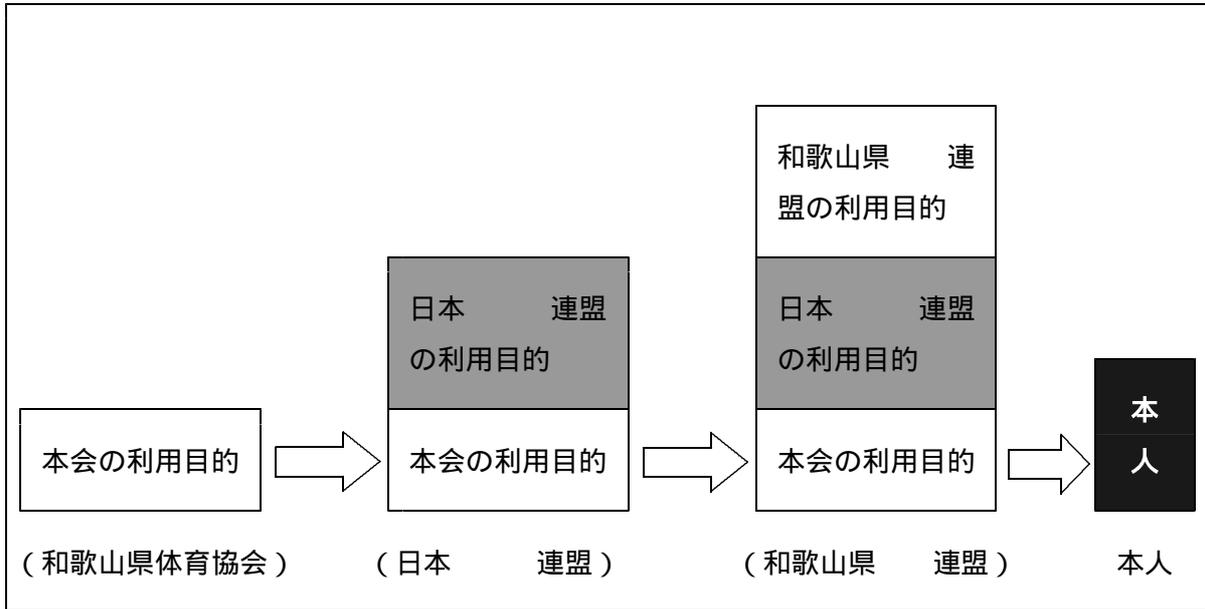
2. 本会が加盟団体等他の組織を通じて間接的に個人情報を取得する場合（第8条関連）

例：スポーツ少年団登録、国体参加申込、各種指導者講習会申込み等

本会における利用目的は、上記1. と同じように本人へ明示することになるが、加盟団体側でも本会の利用目的以外に独自で個人情報を利用する場合も考えられる（スポンサー・教育委員会等への提供）。このため、以下のフローのように本人が「自分の個人情報が何に利用されるか」が全て伝わるようにする。

つまり、本会が加盟団体へ個人情報の取得を依頼する際には「本会の利用目的以外に貴団体独自に利用目的がある場合は、貴団体の責任において本人へ当該利用目的を明示して下さい。」と伝える必要がある。

本会が間接的に個人情報を取得する際の利用目的明示のフロー図



3 . 本会が日本体育協会等の組織から依頼されて個人情報を取得する場合

この場合、本会は、上記2 . における日本 連盟（又は和歌山県 連盟）と同じ立場になる。

本会は独自の利用目的がある場合は、その旨追記した上で、本人へ明示することが必要。